



企業主導型保育施設設置に向けての検討事項 ～自社保育園の設立経験からの考察～

2019年6月17日

有限責任監査法人トーマツ
リスクアドバイザリー事業本部 パブリックセクター 保育園チーム

はじめに

本日お伝えしたいことは以下3点です

本日お伝えしたいこと

1

「保育園を作る」という組織的意思決定までが最も大変です

2

意思決定後は、多数の検討事項を順序よく交通整理しながら進めることが重要です

3

周到的な準備をしましょう！

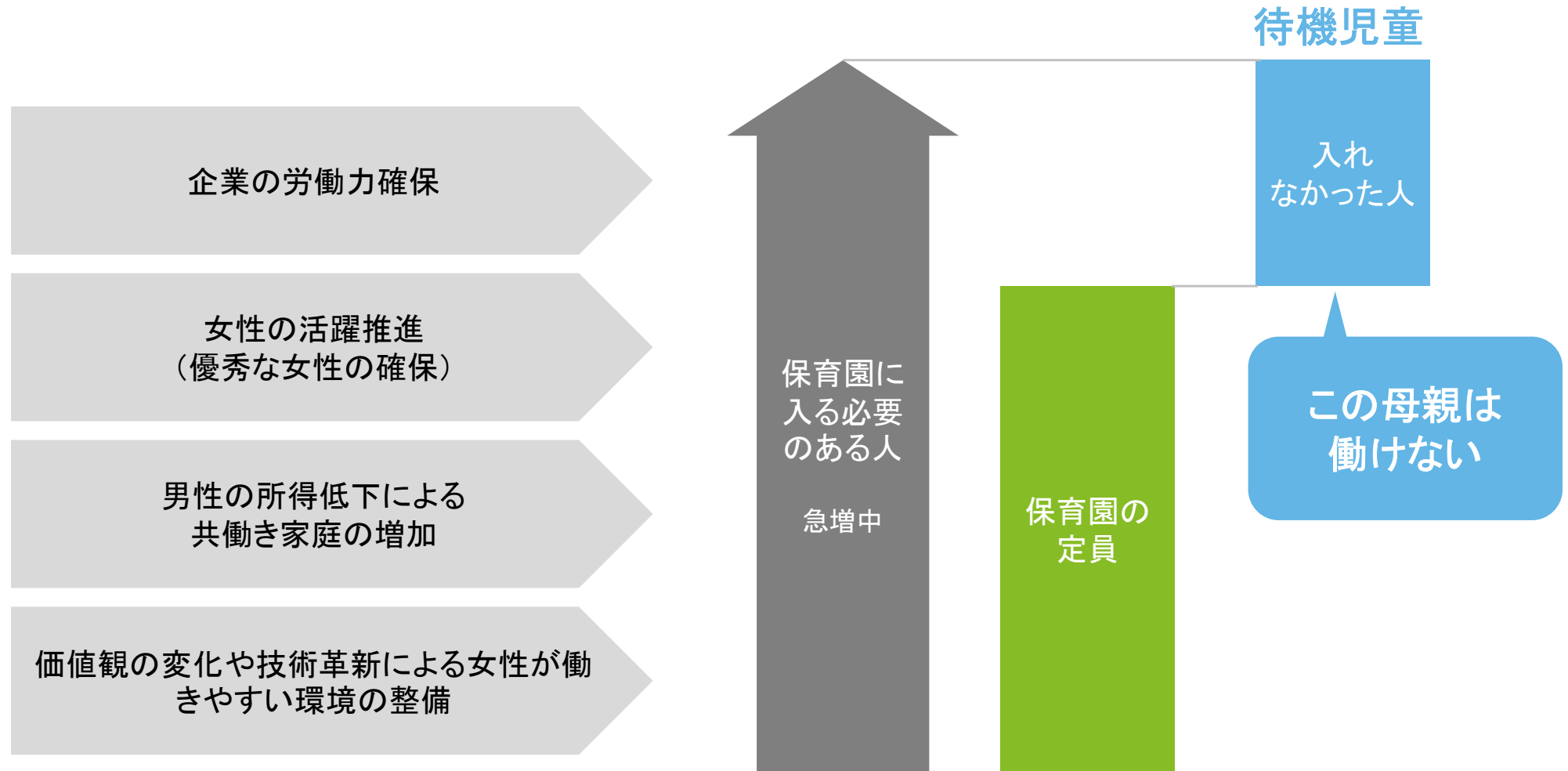
※今回のセミナーは2017年度の企業主導型保育事業に基づいた内容です。

「保育園を作る」という組織的意思決定について

待機児童問題の構造

出産後も働く女性が増え、保育園が足りず、入れなければその母親は働けない

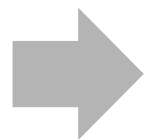
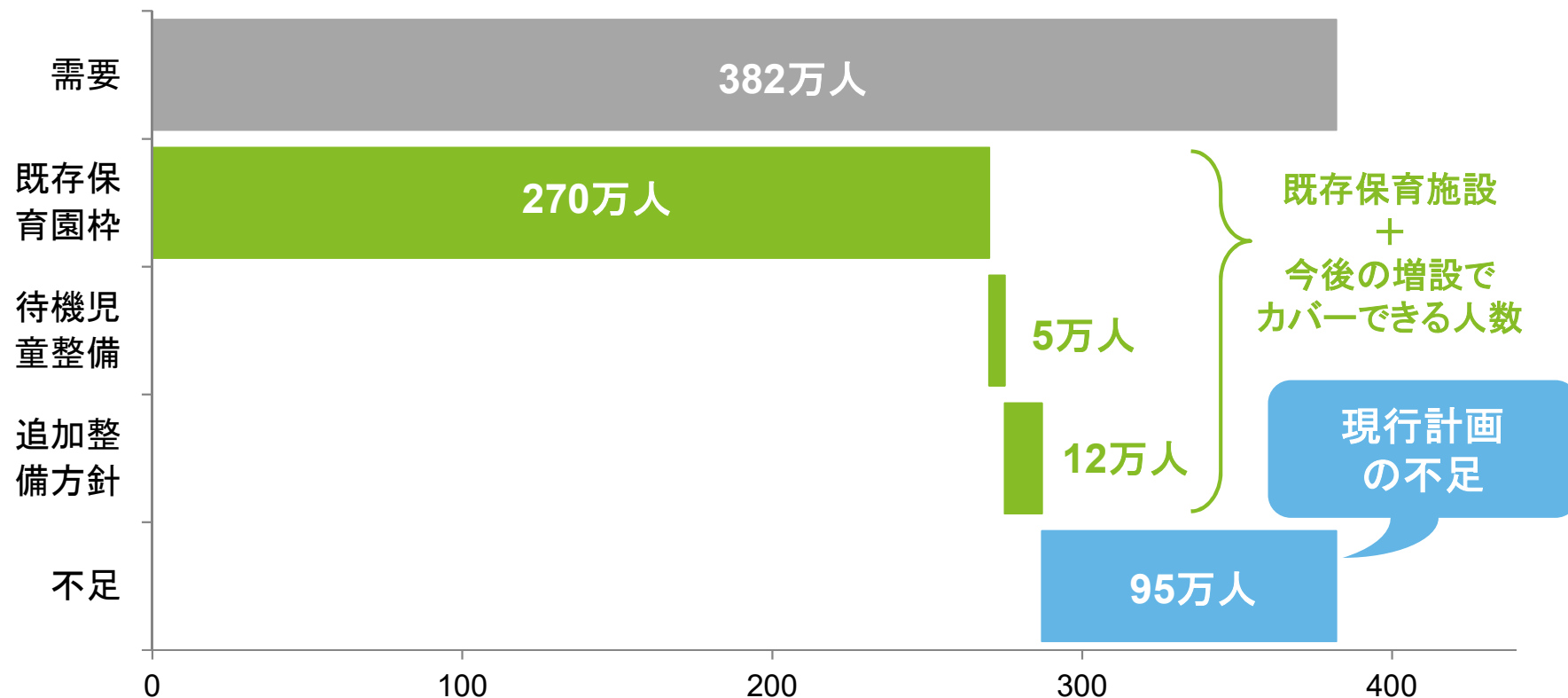
待機児童とは



保育園はどれくらい足りないのか

デロイトの推計では全国で95万人分程度の保育園の枠不足が発生している

全国の保育園の不足状況(2017年度時点)



【行政】効率的・効果的な保育所整備が求められる

【企業】行政に頼りきるのではなく、課題解決の主体となることが求められる

【出所】上記の需要、既存保育園枠、待機児童整備、追加整備方針は以下のデータをもとに記載。不足数「95万人」はトーマツ推計

- ✓ 需要: 「2040年までの保育ニーズの将来展望と対応の在り方(総務省、平成27年10月31日)」における「2040年までの保育所・幼稚園ニーズの試算(出生中位就業中位ケース)」データよりトーマツにて算出
- ✓ 既存保育園枠数: 「保育所等関連状況取りまとめ(厚生労働省、平成30年4月1日)」における「保育所等定員数及び利用児童数の推移」の平成29年の定員数データを使用
- ✓ 待機児童整備数・追加整備方針数: 「保育分野の現状と取組について(厚生労働省、平成29年9月1日)」における「待機児童の解消に向けた取り組み状況(保育拡大量の推移)」の企業主導型保育拡大量、市町村拡大量の平成29年データを使用

企業主導型保育事業の登場

保育園不足解消への貢献のために、企業の参加も求められている

2017年度末までに厚生年金加入事業者が整備する企業主導型保育施設については、企業が負担する子ども・子育て負担金を財源とした助成を受けることができます。(2017年度の場合)

企業主導型保育事業により手厚い助成が受けられる



※平成28年度～平成29年度

- 利用者が負担する保育料の設定については、子ども・子育て支援制度下における利用者負担額の水準を必要以上に超えない範囲で設定することとされています

デロイトにて保育園の設立を検討した背景と目的

日ごろ社会課題解決への貢献を生業としており、かつ女性従業員数も多い

女性の活躍推進を妨げる保育園不足にデロイトとしても貢献すべく、デロイト保育園を設立してはどうかとの考えに至った。

背景

1. リスクアドバイザー事業本部パブリックセクターの社会アジェンダチームで、待機児童問題の解消に向けた検討を開始し、デロイトのDiversity & Inclusion Committeeでの検討に合流
2. デロイトでも女性従業員が多く、待機児童となったために辞めざるを得ない母親が一定数おり、デロイトでの保育園設立の検討を開始

目的

1. デロイトでも女性活躍推進のために、保育園に悩む従業員を救う有力手段として企業内保育園を設立すべきかどうかを検討する
2. **定量データに基づき、実際どれくらいのニーズがあるかを測定する**
3. 確かなニーズがありそうな場合、保育園の設立に向けて動き始める

検討の段取り

保育園設立に向けた段取りは以下の通りでした

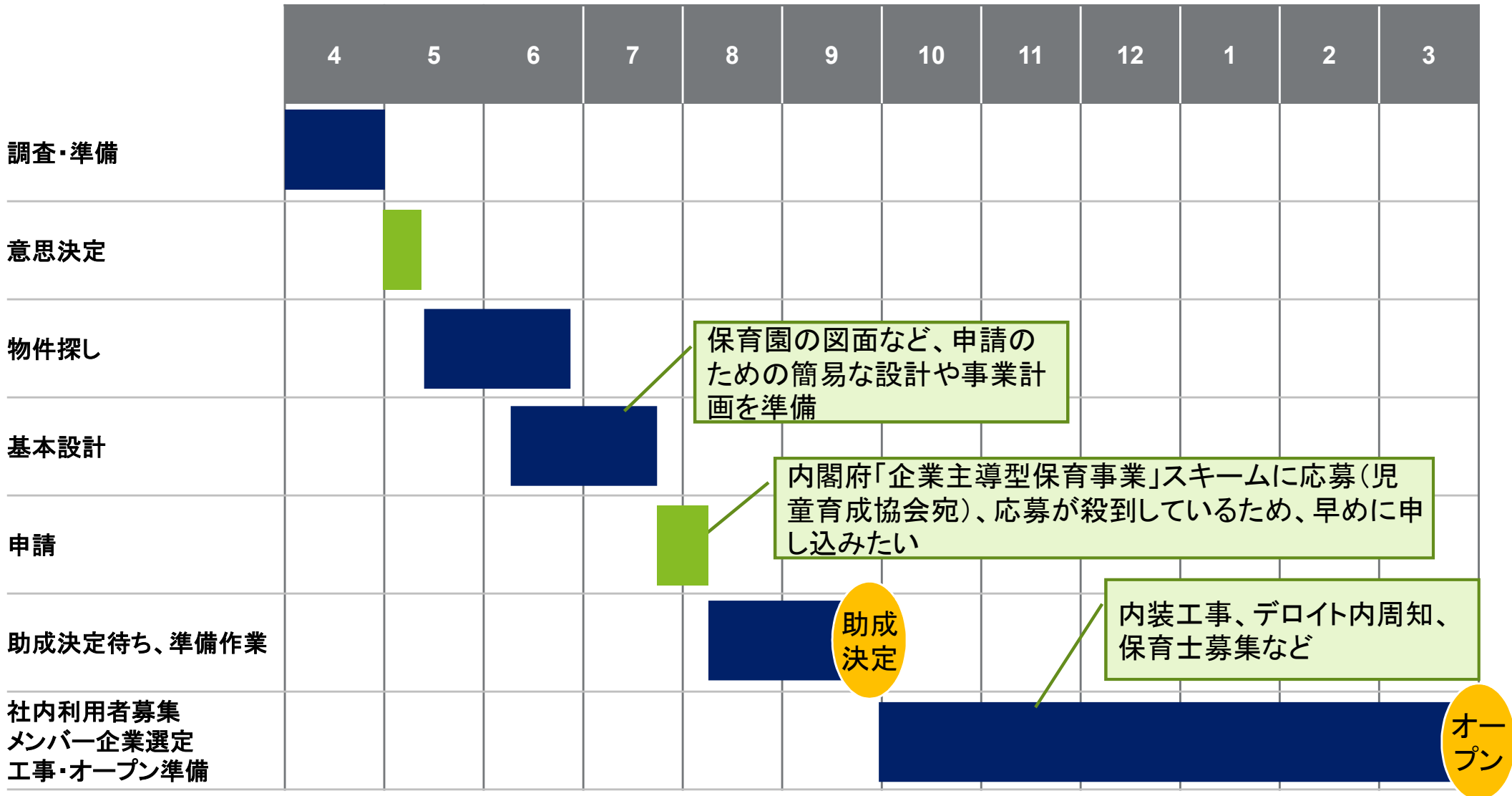
全体アプローチ(2017年度)



実際のスケジュール感

まる1年がかりで意思決定から設立準備までを実施しました

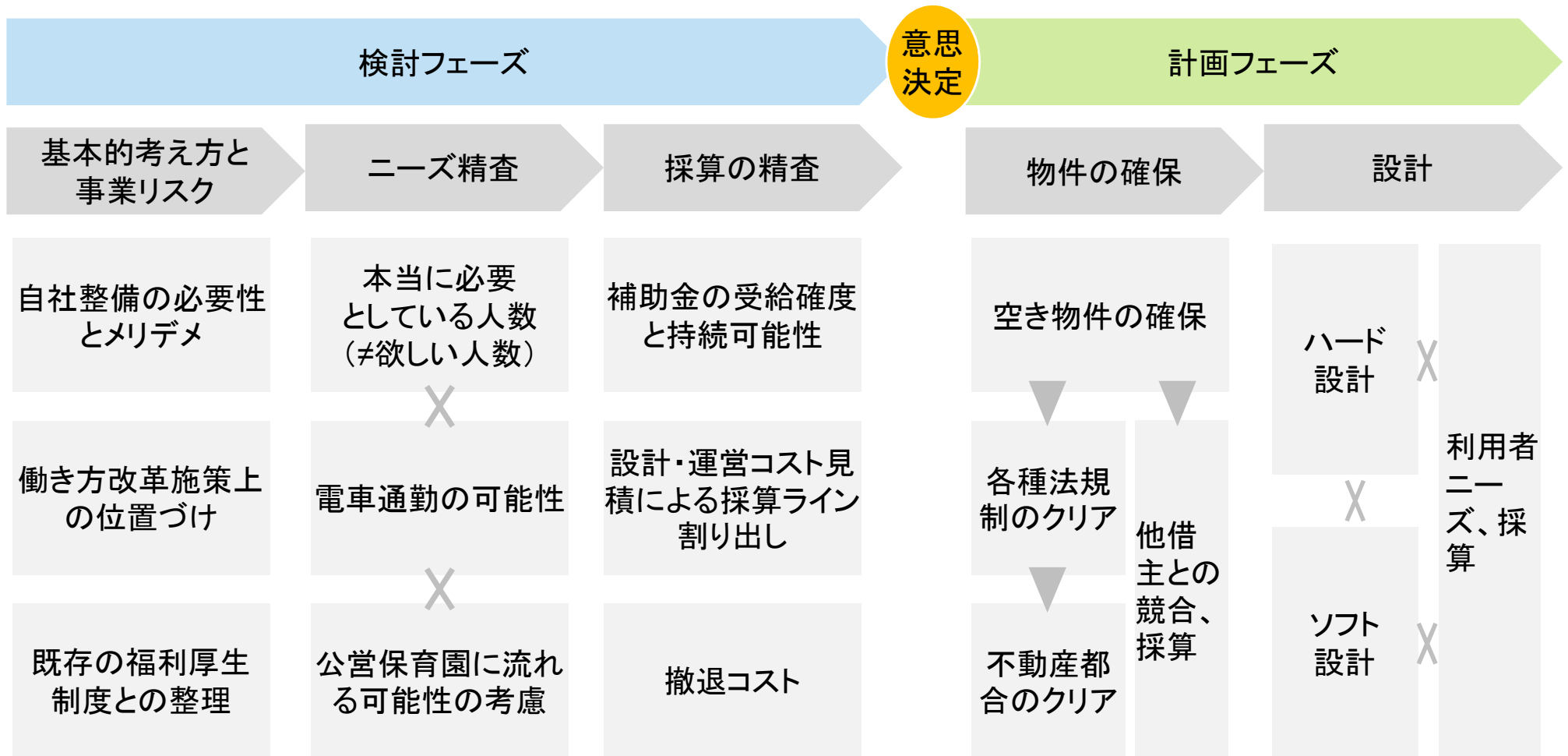
保育園設立までのスケジュール感(2017年度)



多数の検討要因

一つ一つの検討要因をロジカルかつシビアに判断していくことが求められます

企業が保育園を設立する際の検討プロセス



企業のタイプによる検討プロセスの違い

トップダウンでもボトムアップでも、計画はシビアに見なければならない

企業のタイプによる検討プロセスの違い

	意思決定の仕方	企業立地	物件所有の考え方
トップ ダウン	<ul style="list-style-type: none">■ 社員福利厚生を最重要視し、採算はあまり気にしないため、法規制等にかからない限り、設立が可能■ 一方で、設立ありきで進めるため計画をシビアに見る必要あり	都心 オフィス <ul style="list-style-type: none">■ 電車で来れるかどうか、さらに社員が分散して住んでいるために預けるニーズ集約＝稼働確保が難しい■ 都心は人口が多く、公立私立保育園は競争が激しく、ニーズが強い	所有 <ul style="list-style-type: none">■ 自社物件を有する企業では、土地・建物買いからの新規設立が比較的容易
ボトム アップ	<ul style="list-style-type: none">■ 条件検討プロセスをシビアに全て通るため、企画が途中で潰れることもある■ とはいえ潰れては元も子もないため、強力な推進力が必要	郊外 オフィス・工場等 <ul style="list-style-type: none">■ 車社会地域では電車問題がない、社員がまとまった地域に住んでいるためニーズ集約が容易■ 郊外は人口が少なく、公立私立保育園は空いており、ニーズはそれほどない	賃貸 <ul style="list-style-type: none">■ 既存物件に保育園を入れられるかどうか重要

事業リスクとヘッジ見通し(保育事業者へ運営委託した場合)

しっかりとした保育園運営事業者と組むことが最重要

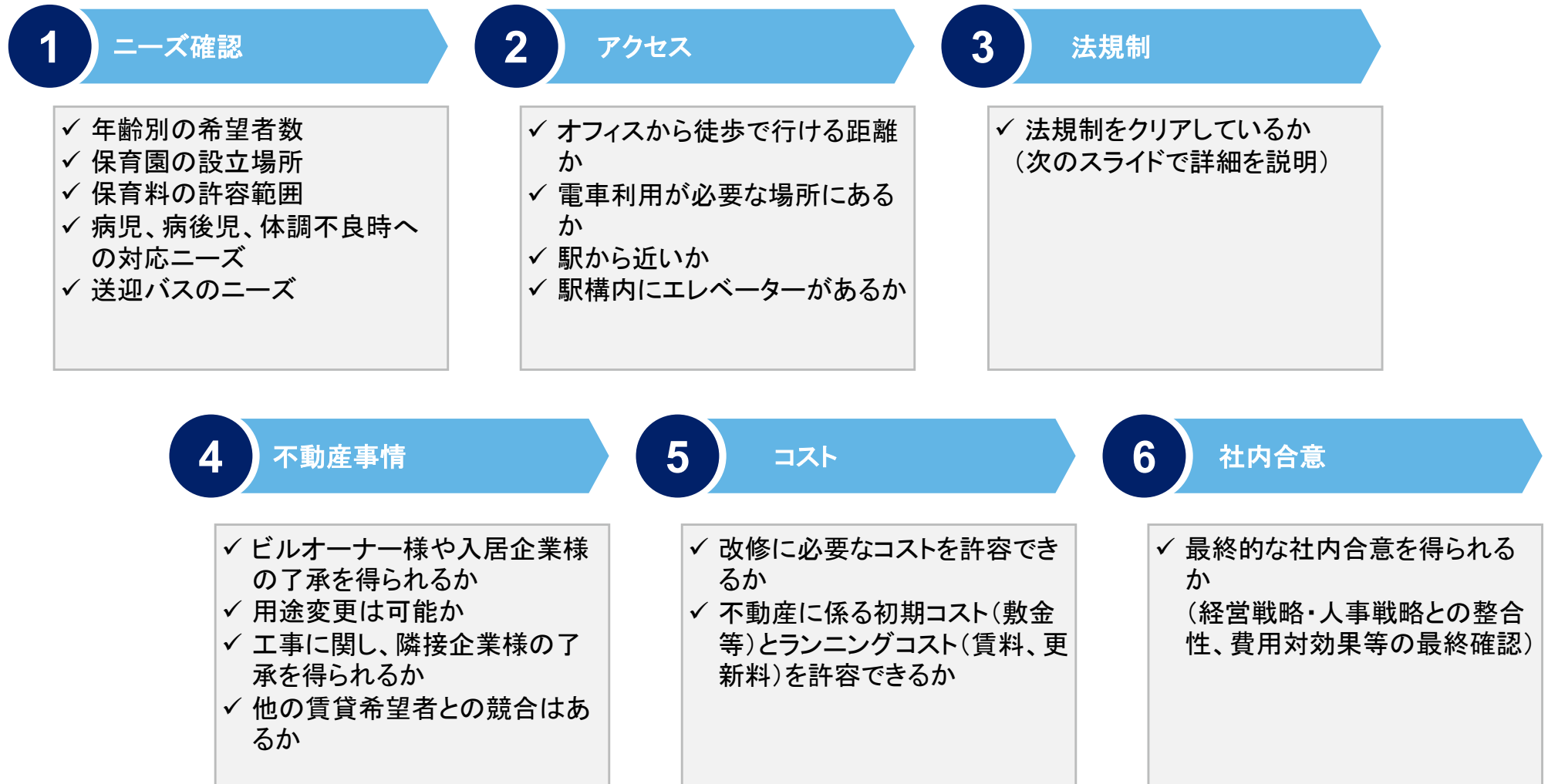
現時点で考えられる事業リスクとヘッジ見通し

	内容	リスクヘッジ策	根拠
事故	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育中の園児のケガや死亡事故 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事故対策を万全にしている保育事業者に運営を委託 ■ 保険制度の活動 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 委託事業者として100を超える保育園を運営している事業者を選定、事故なし
ミクロなニーズ減少 (低稼働による採算悪化)	<ul style="list-style-type: none"> ■ デロイト分のニーズが足りなくなる? ■ 周辺企業のニーズが足りなくなる? 	<ul style="list-style-type: none"> ■ デロイト分ニーズはアンケートから明らかだが、不足があれば使い勝手の向上等でニーズを喚起 ■ 周辺企業ニーズは営業と使い勝手次第 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育運営事業者のノウハウをフル活用 ■ 他社事例でも「作ればすぐに埋まる」「埋まらない原因」等を複数からヒアリング済
マクロなニーズ減少 (中長期的な少子化傾向)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人口減少による少子化 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保育園不足は都市部局所的な問題で、マクロ傾向はあまり関係ない ■ 園の魅力向上・稼働維持策により、30人くらいの稼働は維持できるのではないかと 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 女性就労率向上に伴い、少子化とは関係なく保育園ニーズが急増しており、この点を懸念するのは意味がない ■ 各種試算でも2040年頃まで保育ニーズのピークが続く

物件の検討プロセスと法規制について

保育園の物件の検討に際して、限られた時間の中で企業のニーズを満たす物件候補を洗い出し、法規制などの検討を経て物件を決定する必要があります

物件の検討プロセス



企業主導型保育園に関連する法律は多岐に亘り、これらの法律を満たす物件を選定する必要があります

主な法規制(※)

国が保育所としての基準を示すもの		×	自治体が認可外保育施設としての基準を示すもの (東京都の場合)		×	児童育成協会が企業主導型保育施設としての基準を示すもの	
管轄	法律等		管轄	基準等		管轄	基準等
厚生労働省	児童福祉法		東京都	認可外保育施設指導監督要綱		児童育成協会	補助金実施要項
厚生労働省	食品衛生法		東京都	建築物バリアフリー条例		児童育成協会	建築整備内容の法令・基準 チェックシート
厚生労働省	設備運営基準		〇〇区	△△条例		児童育成協会	運営ハンドブック
国土交通省	建築基準法						
国土交通省	バリアフリー法						
総務省	消防法						

※出所: 児童育成協会「企業主導型保育事業費補助金実施要項」、東京都「認可外保育施設指導監督基準」等の法規制を参考に作成

保育事業者の選定に係る評価軸(一例)について (保育事業者に運営を委託する場合)

企業のニーズに対して親身に対応していただける保育事業者を選定し、物件や設計の検討段階から助言をいただくことが重要です

保育事業者の選定に係る評価軸(一例)

1

安全性

過去に死亡事故など、重要な事故を起こしていないか

2

親和性

企業が考える教育方針に合わせた保育を提供していただけるか

3

実績

企業主導型保育事業の保育実績と病後児・体調不良時対応の実績はあるか

4

不測事態対応能力

地震、停電、怪我等、不測の事態に対応する知見・ノウハウを持っているか

5

スピード感

タイトなスケジュールの中、物件や図面の検討等にスピード感を持って対応いただけるか

建築事業者の選定に係る評価軸(一例)について

企業主導型保育園の設計・施工実績があり、タイトなスケジュールの中でも迅速・丁寧に対応いただける建築事業者を選定することが重要です

建築事業者の選定に係る評価軸(一例)

1

実績

企業主導型保育園の設立実績と補助金申請書類の作成実績があり、関連法令を理解しているか

2

親和性

企業が考える教育方針を具現化するレイアウトを提供していただけるか

3

スピード感

タイトなスケジュールの中、物件・図面の検討や補助金申請書類の作成等にスピード感を持って対応いただけるか

4

提案力

タイトなスケジュールの中、様々なステークホルダーを納得させる提案力があるか

5

価格競争力

建築・施工コストを削減するための提案をしていただけるか

補助金申請について

Deloitte. トーマツ.

デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社並びにそのグループ法人(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士法人、DT弁護士法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に1万名以上の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Webサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの提携法人のひとつまたは複数を指します。DTTL(または“Deloitte Global”)および各メンバーファーム並びにそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの提携法人は、オーストラリア、ブルネイ、カンボジア、東ティモール、ミクロネシア連邦、グアム、インドネシア、日本、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ニュージーランド、パラオ、パプアニューギニア、シンガポール、タイ、マーシャル諸島、北マリアナ諸島、中国(香港およびマカオを含む)、フィリピンおよびベトナムでサービスを提供しており、これらの各国および地域における運営はそれぞれ法的に独立した別個の組織体により行われています。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、税務およびこれらに関連する第一級のサービスを全世界で行っています。150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じFortune Global 500® の8割の企業に対してサービス提供をしています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約286,000名の専門家については、(www.deloitte.com)をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。